

給与所得者の年末調整

税務課

給与所得者は、通常、その年の最後の給料または賞与が支払われる際に、所得税の精算が行われるため、大部分の方は確定申告をする必要がありません。この精算手続きは「年末調整」と呼ばれており、この「年末調整」により所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることとなります。

「年末調整」では、次のような控除が受けられますので、必要な申告書を勤務先へ提出して、これらの控除を正しく受けてください。

●主な控除と必要書類

各種控除	勤務先への提出書類
配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除 など	扶養控除等(異動)申告書
配偶者特別控除	保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除申告書

※各種申告書の提出は、裏面の注意事項を確認してください。

※国税庁のホームページでも確認できます。

<http://www.nta.go.jp>

【問合せ先】岐阜南税務署 ☎271-7111

年末の交通安全県民運動

12月11日(土)～20日(月)

「無事故で年末 笑顔で年始」

町県民税の特別徴収(給与天引き)のお願い

税務課

給与所得者にかかる町県民税は、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収方法(給与支払者が給与から天引き)」によって納付するものと定められています。(地方税法第321条の3、第321条の4)。

源泉徴収義務者で、町県民税の特別徴収(給与天引き)を行っていない皆さんは、この税法の趣旨をご理解いただき、特別徴収(給与天引き)への変更をお願いします。

【問合せ先】税務課

使用済みの食用油の回収

環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収を町婦人会・生活学校の協力で実施しますので、ご利用ください。

【日時】12月16日(木)

午前9時30分～11時30分

【回収場所】役場、中央公民館、松枝公民館、
下羽栗会館

※新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

【問合せ先】環境経済課

油流出事故に注意しましょう

環境経済課

灯油の使用量が増える冬は、暖房器具への給油時のミスや燃料配管の破損による油もれ事故が多発します。

このような事故を防ぐために、給油中はその場を離れないことや、燃料タンク・配管の定期点検を行い、予防対策に努めましょう。

また、不用になった油や洗剤を側溝、水路、河川に流さないなど水質汚濁防止にご協力ください。

【問合せ先】環境経済課

借金返済にお悩みの方へ

認定司法書士が解決方法をご提案します。
お気軽にご相談下さい。

相談料無料

司法書士法人あおぞら合同事務所

岐阜市加納新本町1丁目25番地(ベルウッド1階) ●JR岐阜駅南口より徒歩7分 ●駐車場完備
TEL058-276-1751 (要予約) <http://www.aozoralaw.com>



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野

☎387-4361